

令和8年度 土佐町下水道管路施設台帳電子化業務特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、土佐町（以下「発注者」という）が、委託契約を行う「令和8年度 土佐町下水道管路施設台帳電子化業務」（以下「本業務」）に適用されるものであり、受注者が本業務を実施するにあたり必要な事項を定めたものである。

第2条（業務の目的）

本業務は、土佐町が管理する公共下水道施設および農業集落排水施設および小規模集合排水処理施設について、「下水道共通プラットフォーム（公益社団法人 日本下水道協会）」（以下「すいすい PF」という）で利用可能なデータ化を行い、今後、導入予定のすいすい PF を利用することにより、下水道施設の管理・運営の効率性を高め、事業管理を持続的に向上させることを目的とする。

第3条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年2月28日までとする。

第4条（業務対象区域）

本業務の対象となる区域は、土佐町全域とする。

第5条（準拠する法令等）

本業務を実施するにあたっては、本仕様書によるほか、次に挙げる関係法令及び規定等に準拠して行うものとする。

- (1) 下水道法および下水道施行規則
- (2) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き Ver.5（日本下水道協会）
- (3) 下水道共通プラットフォーム利用の手引き（2025 年度版）（日本下水道協会）
- (4) 下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き（案）（国土交通省都町地域整備局下水道部）
- (5) 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル（国土交通省国土地理院）
- (6) 土佐町個人情報保護条例
- (7) 土佐町財務規約
- (8) その他関係法令、規則等

第6条（配置技術者）

- ・主任技術者は、技術士（上下水道部門－下水道）かつ、空間情報総括監理技術者の資格を有する者とし、高知県内の地方公共団体から元請として、公益社団法人日本下水道協会が提供する「すいすいプラット」に搭載するための台帳データ整備について、管路延長 L=40km 以上の契約実績又は完了実績を有するものとする。（実績を証明する契約書又はテキスト等を提出すること）
- ・担当技術者並びに照査技術者は、空間情報統括監理技術者の資格を有する者とする。なお、担当技術者と照査技術者の兼務は認めないものとする。

第7条（疑義等）

業務の実施にあたり、本仕様書および準拠法令等に明記なき事項または疑義が生じた時は、監督職員と受注者が協議を行い、監督職員の指示に従うものとする。

第8条（着手届等）

受注者は、契約後速やかに次に挙げる書類を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者届等（経歴書・雇用関係が証明できる書面の写し添付）
- (3) 業務計画書
- (4) 作業工程表

第9条（資料の貸与）

本業務を遂行するにあたり必要となる以下の資料について、貸与するものとする。なお、貸与資料の取り扱いについては十分注意し、本業務完了後は速やかに返却するものとする。

- (1) 下水道台帳図データ（SHAPE 形式）
- (2) その他監督職員が必要と認めるもの

第10条（成果品の帰属）

本業務において作成した成果品は、原則すべて発注者に帰属する。ただし、あらかじめ受注者または受注者以外の企業等が著作権を保有するソフトウェアやデータ等の著作物についてはこの限りではない。

第11条（機密の保持）

本業務において知り得た情報等一切の事項を他者に漏らしてはならない。また、発注者の許可なく第三者に閲覧、複製、譲与してはならない。

第12条(打合せ)

打合せは、業務着手時、中間(1回)、成果品納入時の計3回実施するものとし、業務着手時および業務完了時の打合せには、主任技術者が立ち会うものとする。

第2章 業務概要

第13条(実施項目・数量)

本業務の実施項目は、以下のとおりとする)

(1) 計画準備	1式
(2) 資料収集整理	1式
(3) 背景図データ作成	1式
(4) 情報格納要領検討	1式
(5) 台帳図データ変換取込み	1式
(6) 注記データ整備	44km
(7) 台帳データファイル作成	44km
(8) 打合せ協議	1式
(9) 成果品作成	1式

第3章 業務内容

第14条(計画準備)

本業務の、業務の目的、趣旨を十分に理解し、発注者、受注者として十分に協業のうえ、作業全般にわたる作業手順および作業方法、作業工程等、必要な事項を定めた業務計画書を作成・提出し、発注者の承諾を得るものとする。

第15条(資料収集整理)

既存の下水道台帳図(SHAPE形式)を収集・整理し、データ作成範囲に不足がないか確認をすること。また、資料等の取扱い保管については、損傷、紛失等がないよう十分注意するものとする。

第16条(背景図データ作成)

受注者にて最新の土佐町ゼンリン住宅地図データ(Zmap-TOWNⅡ)の調達を行い、すいすいプラットデータ仕様書の記載内容に整合する形式に変換を行い、背景図データとして取込を行うものとする。

なお、変換取り込みを行うレイヤについては、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第17条（情報格納要領検討）

すいすいプラットデータ仕様書の記載内容に準じたデータを構築するにあたり、入力必須項目の入力および、データ仕様書に格納先の項目が定義されていない情報の取り扱いについて監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第18条（台帳図データ変換取り込み）

貸与された下水道台帳図データの図形データおよび属性データについて変換を行い、すいすいプラットデータ仕様書の記載内容に準じたデータとして取り込みを行うものとする。

第19条（注記データ整備）

すいすいプラットデータ仕様書に準じ、第18条にて変換取り込みを行った台帳データについて注記データおよび注記引出線データの整備を行うものとする。

第20条（台帳データファイル作成）

前項までに作成した各種データについて、すいすい PF に対応したデータ仕様で作成し、すいすいプラットデータチェックツールを用いてエラーが無いことを確認するものとする。

第21条（成果品作成）

第22条に示す納入成果品について、作成および整理を行うものとする。

第4条 成果品

第22条（納入する成果品）

本業務で作成する成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| （1）報告書（A4版簡易ファイル） | 1部 |
| （2）台帳図データ（シェープ、CSV データファイル） | 1式 |
| （3）背景図データ（シェープまたは位置情報付き画像データ） | 1式 |
| （4）すいすいプラットデータチェック適合証明書 | 1式 |
| （5）土佐町ゼンリン住宅地図データ（Zmap-TOWN II） | 1ライセンス |
| （6）その他、発注者との協議により決定したもの | 1式 |